

事業継続力強化支援計画の概要

実施者名	大任町商工会（法人番号 1290805007664）
実施期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。 ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。 ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
事業内容	<p>< 1. 事前の対策 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業者に対し、事業者 BCP の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成 3) 関係団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社福岡支店、福岡県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。 4) フォローアップ 5) 当該計画に係る訓練の実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。 <p>< 2. 発災後の対策 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 応急対策の実施可否の確認 2) 応急対策の方針決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 <p>< 3. 発災時における連絡体制 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。 <p>< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の開設方法について、当町と相談する ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。 <p>< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
連絡先	<p>大任町商工会 〒824-0512 福岡県田川郡大任町大行事 3042-1 TEL 0947-63-2241 FAX 0947-63-4019 E-mail : ootou@shokokai.ne.jp</p> <p>大任町役場 産業経済課 商工担当 〒824-0512 福岡県田川郡大任町大行事 3067 TEL 0947-63-3001 FAX 0947-63-3813 E-mail : sankei2@town.oto.fukuoka.jp</p>